

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
彦根市企業立地促進条例	H29.4	別表参照	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所用地取得助成金 ・ 事業所設置助成金 ・ 雇用助成金 ※別表参照

○対象となる事業所の新設等

下別表の3つの要件のいずれかに該当するもの。

事業所の種類		投下固定資産総額	新たに常時雇用する従業員数	新たに取得する事業所用地の面積
植物工場 製造業	下記以外	500,000 千円以上	300 人以上	50,000 m ² 以上
	中小企業者	50,000 千円以上	5 人以上	3,000 m ² 以上
	小規模企業者	10,000 千円以上	1 人以上	1,000 m ² 以上
情報通信業	下記以外	100,000 千円以上	100 人以上	
	中小企業者	20,000 千円以上	5 人以上	
	小規模企業者	5,000 千円以上	1 人以上	
運輸業・郵便業 学術・開発研究機関	下記以外	100,000 千円以上	100 人以上	10,000 m ² 以上
	中小企業者	20,000 千円以上	5 人以上	3,000 m ² 以上
	小規模企業者	5,000 千円以上	1 人以上	1,000 m ² 以上

○事業所用地取得助成金・事業所設置助成金

助成金の種類	助成金の額
事業所用地取得助成金 事業所設置助成金	<p>投下固定資産(事業所用地取得助成金の場合は用地、事業所設置助成金の場合は設備)に対し、基準年度から3年間における各年度の固定資産税額に相当する額に、当該各年度に対応する下記の割合を乗じて得た額の合計額(両助成金とも限度額はそれぞれ1億円)。</p> <p>(1) 基準年度 100分の100</p> <p>(2) 基準年度の翌年度 100分の75</p> <p>(3) 基準年度の翌々年度 100分の50</p>

※基準年度…当該事業所の新設等に係る投下設備固定資産に対して最初に固定資産税が賦課される年度

○雇用助成金

下表の要件を満たす場合、事業開始日の前後 90 日以内において、新たに常時雇用した従業員(市内居住者)に対し、1 人当たり 100 千円を交付(上限 200 人)

事業者の規模	要件
下記以外	新たに常時雇用する従業員数が 20 人以上、かつ、居住者が半数以上。
中小企業者	新たに常時雇用する従業員数が 5 人以上、かつ、居住者が半数以上。
小規模企業者	新たに常時雇用する従業員数が 1 人以上、かつ、居住者が 1 人以上。